

微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定申請について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。また、環境大臣は、認定の申請があった場合には、申請に係る事項等について告示し、申請書等を告示の日から1ヶ月間公衆の縦覧に供しなければなりません。

この度、環境省は下記の通り申請を受け、平成 22 年 3 月 1 日付けで告示を行うとともに、申請書等の縦覧が行われました。(縦覧期間:平成 22 年 3 月 31 日まで)

また、同法の規定により、本認定に係る施設の設置に関し利害関係を有する者は、環境大臣に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができることとされており、当該意見募集についても併せて行われています。(意見提出期限:平成 22 年 4 月 14 日まで)

【申請の概要】

①申請者の住所、名称、代表者の氏名

愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 番地 2

財団法人愛媛県廃棄物処理センター 理事長 三木 輝久

②施設設置場所

愛媛県新居浜市磯浦町 18 番 78 号

③施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

④処理を行う廃棄物の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物となったものに限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2010 年 3 月 1 日付 環境省報道発表資料

品質検査箇所 神村悠介

